

2016年4月28日
日 本 銀 行

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」の制定等について

日本銀行は、平成28年4月27・28日の政策委員会・金融政策決定会合において、平成二十八年熊本地震にかかる被災地の金融機関を対象に、適切な金融調節の実施を通じて、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援するとともに、今後の被災地の金融機関の資金調達余力を確保する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」を別紙2のとおり制定すること。
3. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」を別紙3のとおり制定すること。
4. 「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成28年1月29日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴 木 (03-3277-2877)
矢 野 (03-3277-3768)

平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を
支援するための資金供給オペレーション基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、平成二十八年熊本地震にかかる被災地（平成二十八年熊本地震に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。以下同じ。）を対象に、適切な金融調節の実施を通じて、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援する観点から、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション（被災地の金融機関を対象として、適格担保を担保として、日本銀行が定める限度額の範囲内で、固定金利方式により行う、公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 貸付店

本店（業務局）または支店とする。

3. 貸付対象先

次の（1）または（2）に該当する先のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）被災地に貸出業務を行う営業所等（本店、支店その他これらと同等の機能を有するものをいう。以下同じ。）を有する金融機関

（2）被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関を会員としている系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合

会および農林中央金庫を総称していう。以下同じ。)

4. 貸付方式

電子貸付とする。

5. 貸付期間

1年以内の期間とする。

6. 貸付利率および利息の徴収

(1) 貸付利率は、年0%とする。

(2) 利息の徴収は、(1)に定める貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

7. 貸付先および貸付金額

貸付先は貸付対象先のうち希望する先とし、貸付金額は8.の限度額の範囲内で貸付先の希望する金額とする。ただし、貸付金額は、当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

8. 貸付限度額等

(1) 貸付総額の上限は3,000億円とする。

(2) 貸付対象先ごとの貸付限度額は、被災地に所在する営業所等の貸出金残高(系統中央機関については、自己およびその会員たる金融機関についての残高の合計とする。)を勘案して定める。

9. 貸付受付期間

平成29年4月30日までとする。

10. 貸付日等

貸付日その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して定める。

11. 担保

- (1) 貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。
- (2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「適格外国債券担保取扱要領」（平成21年5月22日付政委第63号別紙1.）の定めるところによる。

(附則)

1. この基本要領は、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにかかる所要の準備が整い次第速やかに実施することとし、具体的な実施日は総裁が定める。
2. この基本要領は、平成29年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。
3. 貸付対象先に変更があった場合には、変更前の貸付対象先に対する全ての貸付けの返済期日が到来するまでの間、8. (1) は適用しないものとする。

平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための 資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成28年4月28日付政委第44号別紙1.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成18年4月11日付政委第31号別紙2.）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）（本行本支店を貸付店とする共通担保資金供給オペレーションをいう。）の貸付対象先のうち、「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」3.（1）または（2）に該当する先から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

3. 対象先の遵守事項等

（1）対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、このオペレーションの適切な遂行に資する情報を提供すること

（2）対象先が（1）に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先から

の除外等の措置を講ずることができるものとする。

- (3) (2) に定める場合のほか、2. に定める基準または「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2. に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

1. この基本要領は、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにかかる所要の準備が整い次第速やかに実施することとし、具体的な実施日は総裁が定める。
2. この基本要領は、平成29年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の 適格性判定等に関する特則

1. 趣旨

平成二十八年熊本地震の発生を踏まえ、今後の被災地（平成二十八年熊本地震に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。以下同じ。）の資金調達余力を確保する観点から、被災地の金融機関が差入れる担保のうち、被災地に事業所等を有する企業等の債務にかかる担保の適格性判定等については、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「企業の信用判定基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙2.）によるほか、この特則に定めるとおりとする。

2. 適用

（1）対象金融機関

当座勘定取引の相手方である金融機関のうち、被災地に貸出業務を行う営業所等（本店、支店その他これらと同等の機能を有するものをいう。）を有する先とする。

（2）対象となる担保の種類

次の各号に掲げる債務者（ただし、手形については支払人。）の別に応じ、当該各号に掲げる種類の担保とする。

イ. 被災地に事業所等を有する企業

社債、手形、電子記録債権および証書貸付債権

ロ. 被災地の地方公共団体（全部または一部の市区町村が被災地に含まれる県または市を含む。以下同じ。）

電子記録債権および証書貸付債権

ハ. 被災地地方公共団体出資法人（被災地の地方公共団体が全額出資している法人のうち、被災地に事業所等を有するものをいう。以下同じ。）

電子記録債権および証書貸付債権

3. 適格基準

2. (2) に掲げる担保の適格基準は、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表2に掲げる基準を満たす場合を除き、(1) から(3) までに規定するとおりとする。ただし、適格とすることに特段の問題が認められる場合には、当該規定と異なる取扱いをすることができる。

(1) 被災地に事業所等を有する企業の債務

担保の種類	適格基準
社債	適格格付機関から BBB 格相当以上の格付を取得している公募普通社債（発行企業またはその元利金の全額につき連帯保証している企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）が BBB 格相当以上の格付を取得しているものを含む。）のうち、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。
手形	イ. およびロ. を満たしていること。 イ. 支払人が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること。 ロ. 振出日から満期日までの期間が1年以内のものであること。
電子記録債権	イ. からハ. までをいずれも満たしていること。 イ. 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。

	<p>ロ. (イ) または (ロ) を満たしていること。</p> <p>(イ) 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること（以下、イ.、本号およびハ.により適格とされた電子記録債権ならびに(3)に定める電子記録債権を総称して「正常先電子記録債権」という。）。</p> <p>(ロ) 債務者が適格格付機関から BBB 格相当以上の格付を取得しているもの（債務者が発行する社債（保証付社債を除く。）が BBB 格相当以上の格付を取得しているものを含む。）のうち、債務者の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p> <p>ハ. 残存期間が 10 年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</p>
証書貸付債権	<p>イ. およびロ. を満たしていること。</p> <p>イ. (イ) または (ロ) を満たしていること。</p> <p>(イ) 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること（以下、本号およびロ.により適格とされた証書貸付債権ならびに(3)に定める証書貸付債権を総称して「正常先証書貸付債権」という。）。</p> <p>(ロ) 債務者が適格格付機関から BBB 格相当以上の格付を取得しているもの（債務者が発行する社債（保証付社債を除く。）が BBB 格相当以上の格付を取得しているものを含む。）のうち、債務者の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p> <p>ロ. 残存期間が 10 年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</p>

(2) 被災地の地方公共団体の債務

担保の種類	適格基準
電子記録債権	イ. およびロ. を満たしていること。 イ. 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。 ロ. 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。
証書貸付債権	残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。

(3) 被災地地方公共団体出資法人の債務

担保の種類	適格基準
電子記録債権	イ. からハ. までをいずれも満たしていること。 イ. 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。 ロ. 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること。 ハ. 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。
証書貸付債権	イ. およびロ. を満たしていること。 イ. 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること。 ロ. 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。

4. 担保価格

2. (2) に掲げる担保の担保価格は、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表2に掲げる基準を満たす場合を除き、(1) から(3) までに規定するとおりとする。

(1) 被災地に事業所等を有する企業の債務

社債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の97%
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の97%
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の96%
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の95%
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	時価の94%
ヘ. 残存期間30年超のもの	時価の91%

手形

手形金額の82%

電子記録債権

イ. 正常先電子記録債権

(イ) 残存期間1年以内のもの	残存元本額の82%
(ロ) 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の67%
(ハ) 残存期間3年超5年以内のもの	残存元本額の55%
(ニ) 残存期間5年超7年以内のもの	残存元本額の45%
(ホ) 残存期間7年超10年以内のもの (満期が応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の30%

ロ. イ. 以外のもの

(イ) 残存期間1年以内のもの	残存元本額の94%
(ロ) 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の85%
(ハ) 残存期間3年超5年以内のもの	残存元本額の75%
(ニ) 残存期間5年超7年以内のもの	残存元本額の65%
(ホ) 残存期間7年超10年以内のもの (満期が応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の55%

証書貸付債権

イ. 正常先証書貸付債権

(イ) 残存期間1年以内のもの	残存元本額の82%
(ロ) 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の67%
(ハ) 残存期間3年超5年以内のもの	残存元本額の55%
(ニ) 残存期間5年超7年以内のもの	残存元本額の45%
(ホ) 残存期間7年超10年以内のもの (満期が応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の30%

ロ. イ. 以外のもの

(イ) 残存期間 1 年以内のもの	残存元本額の 9 4 %
(ロ) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの	残存元本額の 8 5 %
(ハ) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの	残存元本額の 7 5 %
(ニ) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの	残存元本額の 6 5 %
(ホ) 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの	残存元本額の 5 5 %

(満期が応当月内に到来するものを含む。)

(2) 被災地の地方公共団体の債務

電子記録債権

イ. 残存期間 1 年以内のもの	残存元本額の 8 7 %
ロ. 残存期間 1 年超 3 年以内のもの	残存元本額の 8 4 %
ハ. 残存期間 3 年超 5 年以内のもの	残存元本額の 8 0 %
ニ. 残存期間 5 年超 7 年以内のもの	残存元本額の 7 5 %
ホ. 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの	残存元本額の 6 5 %

(満期が応当月内に到来するものを含む。)

証書貸付債権

イ. 残存期間 1 年以内のもの	残存元本額の 8 7 %
ロ. 残存期間 1 年超 3 年以内のもの	残存元本額の 8 4 %
ハ. 残存期間 3 年超 5 年以内のもの	残存元本額の 8 0 %
ニ. 残存期間 5 年超 7 年以内のもの	残存元本額の 7 5 %
ホ. 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの	残存元本額の 6 5 %

(満期が応当月内に到来するものを含む。)

(3) 被災地地方公共団体出資法人の債務

電子記録債権

イ. 残存期間 1 年以内のもの	残存元本額の 8 2 %
ロ. 残存期間 1 年超 3 年以内のもの	残存元本額の 6 7 %
ハ. 残存期間 3 年超 5 年以内のもの	残存元本額の 5 5 %
ニ. 残存期間 5 年超 7 年以内のもの	残存元本額の 4 5 %

ホ. 残存期間7年超10年以内のもの 残存元本額の30%
(満期が応当月内に到来するものを含む。)

証書貸付債権

イ. 残存期間1年以内のもの 残存元本額の82%
ロ. 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の67%
ハ. 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の55%
ニ. 残存期間5年超7年以内のもの 残存元本額の45%
ホ. 残存期間7年超10年以内のもの 残存元本額の30%
(満期が応当月内に到来するものを含む。)

5. 手形、正常先電子記録債権および正常先証書貸付債権に関する特例的取扱い

(1) 担保差入額の限度

3. (1) および(3)の適格基準に基づき金融機関が担保として差入れる手形、正常先電子記録債権および正常先証書貸付債権の担保価額の合計額は、当該金融機関が差入れている担保価額の総額に、50%以内の別に定める割合を乗じた金額を超えることはできない。

(2) 信用力の判断

3. (1) および(3)の適格基準に基づく手形、正常先電子記録債権および正常先証書貸付債権の債務者の信用力の判断については、「適格担保取扱基本要領」4. (3)の規定を適用しない。

(附則)

1. 本措置は、被災地に事業所等を有する企業等の債務にかかる担保受入れのための所要の準備が整い次第速やかに実施することとし、具体的な実施日は総裁が定める。

2. 本措置は、平成30年4月30日をもって廃止する。

「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性
判定等に関する特則」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。
3. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日付政委第36号別紙3.）および「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」（平成28年4月28日付政委第44号別紙3.）」は、米ドル建の企業に対する証書貸付債権については、適用しない。

（附則）

この一部改正は、「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」の実施日から実施する。